

安心して自分らしく暮らすために

成年後見制度



こんな心配ごとはありませんか…ご相談ください

最近もの忘れて通帳や印鑑が見つからなくて困っている…
いろいろな郵便物が来るが内容もよくわからない 一人だと不安



私が亡くなった後の障がいのある子どもの生活や財産管理
どうなるのかしら…

成年後見制度ってきいたことあるけど
利用するにはどうしたらいいの？



親が認知症で一人暮らしをしているが、悪徳商法に
騙されないか心配…親を守る方法はないかな？

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会

須高地域成年後見支援センター

成年後見制度について



後見とは？

法律上の後見は、後見人に財産管理や日常取引の代理等を行ってもらうことによって、保護を必要とする人を守る制度です。例えば未成年者は、通常は親権者である親が未成年者に代わって財産管理等を行い保護します。成人の中には認知症や障がい等によって判断する能力が十分でないために、後見人が必要な方もいます。



成年後見制度とはなんですか？

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方は、預金や不動産の管理、福祉サービスの契約や役所の手続、遺産分割協議などする必要があっても、自分でこれらのことの内容を判断することが難しくなり、不利益な契約や悪徳商法の被害にあう恐れがあります。

成年後見制度は、ご本人の援助者を選ぶことで、ご本人の財産と権利を法律的に守り、本人の意思を尊重した生活ができるように支援するための制度です。

※判断する能力：法律行為をする際に、その行為が有利か不利か等を考えるのに必要な能力



成年後見制度にはどのような種類がありますか？

成年後見制度には、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

① 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方に、適任と思われる後見人等を家庭裁判所が選び、支援する制度です。

② 任意後見制度

現在は判断能力がある方が、将来判断能力の低下に備えてあらかじめ自分で決めた人にどんな支援をしてもらうか契約により決めておく制度です。

	① 法定後見制度	② 任意後見制度
対象	すでに認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が対象となる制度です。	判断能力がある方が対象となる制度です。
手続き	手続きは、申立人(本人・親族など)が家庭裁判所に申立てを行います。	手続きは本人と任意後見受任者(任意後見人となる人)が公正人役場で公正証書を作成します。
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定します。申立人は、法定後見人候補者を推薦することができます。	任意後見受任者は、本人が決めます。本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。
内容	法定後見人は、判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて仕事や権限の範囲も違います。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、本人が公正証書に定めた内容になります。(取消権はありません)
監督	法定後見人は、原則、家庭裁判所の監督を受けます、法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した任意後見監督人の監督を受けます。

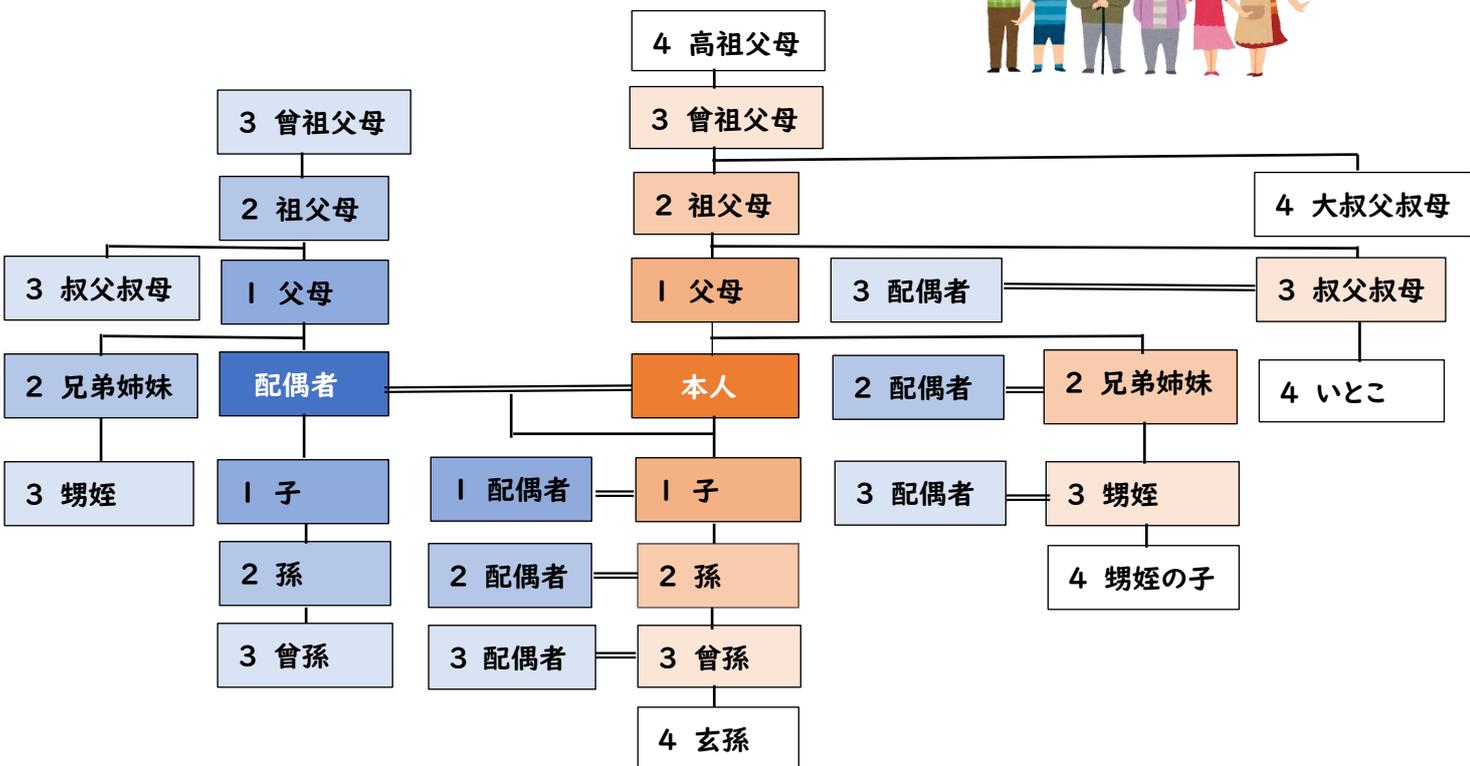
法定後見制度の内容について



類型		補助	保佐	後見
対象となる人の判断能力		契約行為はおおむね理解できるが、重要な財産管理は誰かの援助が必要な方	日常の買い物程度は一人でできるが、重要な財産管理などはできない方	買い物などの日常生活や財産管理などが一人では難しい方
申立てができる人		本人、配偶者、4親等以内の親族(※下図参照)、成年後見人等、任意後見人等、成年後見監督人等、市区町村長、検察官		
審判開始の要件		本人の同意が必要	本人の同意は不要	本人の同意は不要
支援する人の名称		補助人	保佐人	成年後見人
同意権 取消権	支援する人が与えられる行為	申立てにより裁判所が定める行為※2	民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
	本人の同意	必要	不要	不要
代理権	支援する人が代理することができる行為※3	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要
支援する人の職務		同意権、取消権、代理権の範囲内における本人の生活、療養看護及び財産に関する事務		本人の生活、療養看護及び財産に関する事務

- ※1 成年後見人・保佐人・補助人が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為は含まれません。
- ※2 民法第13条第1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築等)の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用の不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

申立てをすることができる4親等って？



成年後見人等の職務内容

成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、必要な契約を結んだり財産を管理することによって、本人を保護・支援します。

成年後見人等はどんなことをしてくれるんですか?できないことってありますか?

1 財産管理～資産や収支内容を把握し、本人のための支出を計画的に行います

成年後見人等ができること	成年後見人等ができないこと
<input type="checkbox"/> 預金通帳、印鑑の管理 <input type="checkbox"/> 収支の管理(預金の管理、公共料金の支払い等) <input type="checkbox"/> 不動産の管理、保存、処分 <input type="checkbox"/> 遺産分割、税の申告 <input type="checkbox"/> 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し	<input type="checkbox"/> 利殖等を目的とした資産運用 <input type="checkbox"/> 財産の贈与 <input type="checkbox"/> 親族や第三者が支払うべき費用の立替え又は支払いといった本人の利益にならない費用の支払い <input type="checkbox"/> 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意見、取消権の行使



2 身上保護～本人が安心して生活を送れるように見守りや手続きを行います

成年後見人等ができること	成年後見人等ができないこと
<input type="checkbox"/> 福祉施設の入退所に関する契約の締結、支払い <input type="checkbox"/> 本人の住居の賃貸借契約の締結、支払い <input type="checkbox"/> 福祉サービスの契約の締結、内容の確認、見守り <input type="checkbox"/> 年金の受給や役所の手続き	<input type="checkbox"/> 買物、通院同行、介護などの事実行為 <input type="checkbox"/> 手術、延命治療・輸血等の医療行為への同意 <input type="checkbox"/> 結婚、離婚、養子縁組、認知、遺言に関すること <input type="checkbox"/> 入院や施設などの身元保証人、身元引受人 <input type="checkbox"/> 死後の葬儀や相続など



3 家庭裁判所へ報告をします

家庭裁判所に財産管理や活動状況を定期的に報告し、必要な指示を受けます。



成年後見人等に報酬は支払われますか?

成年後見人等や成年後見監督人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、裁判所の定めた報酬額をご本人の財産から受け取ることができます。受け取る報酬は、本人の財産や支援内容に応じて、家庭裁判所が決定しますので、家庭裁判所の許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。

報酬額の基準は法律で決まっていません。詳細は長野家庭裁判所ホームページ「成年後見人等の報酬額について」を参照ください。

～申立てる前の確認事項～

- 成年後見制度は、認知症などで精神上的障がいのある方が対象です、本人が身体的な障がいだけであったり浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません。
- 法定後見人等は、家庭裁判所が選任するため、申立人が希望する候補者が選任されるとは限りません。
- 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます。
- いったん申し立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げすることはできません。
- 成年後見人等は、ふさわしくない行為があったときは、解任されることがあります。また不正な行為をしたり注意を怠ったりしたため損害が生じたときは、刑事責任を問われたり損害賠償を求められることもあります。

法定後見制度の流れ



1 法定後見制度の利用を検討します

- 本人の支援を目的とする制度です。本人及び関係者に制度の利用について説明をし、よく相談しましょう。
- 制度利用が必要な契約行為や財産管理などの課題があるか整理しましょう。
- 誰が申立てをするのかを検討します→申立てできる人は、本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長等。
- 後見人候補者を検討します→親族、第三者の専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)など。

2 申立てに必要な書類を準備します



- 申立て書式を入手します。家庭裁判所のホームページや後見支援センター等で入手できます。
- 申立てに必要な書類と金額(参考)

□申立て書式一式	□郵便切手 3,750円※金種指定
□申立て手数料 800円(収入印紙)	□医師の診断書(成年後見用) 医療機関による
□登記の印紙代 2,600円(収入印紙)	□同意権・代理権付与の場合 800円(収入印紙)
□登記されていないことの証明書 300円(法務局)	□戸籍・住民票 必要に応じて手数料(各市町村)

3 家庭裁判所へ申立て面接の予約をし、申立て書類を提出します

- 家庭裁判所に申立て面接日の予約をする。(長野家庭裁判所 後見係 ☎026-403-2040)
- 申立て書類は提出する前にコピーをとっておきましょう。



4 家庭裁判所による受理面接

- 家庭裁判所による本人や申立て人等へ書類の確認や状況確認の聞き取り面接。



5 家庭裁判所による審問・調査・鑑定

- 家庭裁判所による家族や親族への意向照会。
- 本人の判断能力の程度を判断するために医師による鑑定を行うことがあります。(別途鑑定料がかかります)

6 家庭裁判所による審判・審判確定・登記

- 家庭裁判所が成年後見人等の選任をします。また必要な場合は成年後見監督人を選任することもあります。
- 家庭裁判所から審判書が送付され、受領後2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。
- 審判内容は、家庭裁判所から法務局に後見登記されます。



7 後見人等の就任・家庭裁判所からの後見監督を受けます

- 後見人等は、後見人等の証明書となる登記事項証明書の交付手続きをし、登記事項証明書を取得します。
- 概ね1ヶ月目に家庭裁判所に財産目録、年間収支見込を作成し報告をします。以後年に1回、報告をします。

8 後見人等の職務の終了

- ご本人が亡くなった場合等は、まず家庭裁判所に連絡し、その後の事務について確認しましょう。
- 成年後見人等は、「終了の登記」の申請、管理財産の計算をし、相続人に財産の引き渡しなどを行います。

任意後見制度の流れ



1 任意後見制度の利用を検討します

- 任意後見人をお願いする人を検討します→将来の財産管理等の事務を行う人ですので信頼できる人を選びましょう。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に依頼することもできます。
- 任意後見人に委任する内容(財産管理・身上保護・任意後見人に支払う報酬等)を決めます。



2 公証人役場で任意後見契約の締結

- 本人と任意後見受任者(任意後見人となる人)が公証人役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証人役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。(出張料別途)
- 契約に必要な書類と金額(参考)

<input type="checkbox"/> 本人(戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書・実印)	<input type="checkbox"/> 公正証書作成の基本手数料 11,000 円
<input type="checkbox"/> 後見受任者(住民票・印鑑登録証明書・実印)	<input type="checkbox"/> 登記嘱託手数料 1,400 円(収入印紙代)
※診断書や財産目録等が必要な場合もあります	<input type="checkbox"/> 登記の印紙代 2,600 円(収入印紙)

- 任意後見契約の登記 契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登録され、代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。



～ 本人の判断能力が低下したら～

3 任意後見監督人の選任の申立ての準備をし、家庭裁判所へ申立て書類を提出します

- 申立て書式を入手します。家庭裁判所のホームページや後見支援センター等で入手できます。
- 申立てのできる人→本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者です。
- 申立てに必要な書類と金額(参考)

家庭裁判所

<input type="checkbox"/> 申立て書式一式	<input type="checkbox"/> 申立て人(戸籍謄本)
<input type="checkbox"/> 本人(戸籍謄本・住民票・登記されてないことの証明書・登記事項証明書・診断書・任意後見契約の写しなど)	
<input type="checkbox"/> 任意後見受任者(事情説明書・住民票)	
<input type="checkbox"/> 申立て費用(申立て手数料800円・登記手数料1,400円・郵便切手2,530円)	

- 申立て書類は提出する前にコピーをとっておきましょう。

4 家庭裁判所による審問・調査・鑑定

- 家庭裁判所による本人や任意後見受任者への意向聴取があります。
- 家庭裁判所の判断で本人の判断力等を確認するための医師による鑑定を行うことがあります。



5 審判・登記・任意後見人の就任・任意後見監督人から後見監督を受けます

- 家庭裁判所が任意後見監督人の選任をします。任意後見監督人が選任された時から任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。
- 概ね1ヶ月目に任意後見監督人に財産目録等を作成し報告をします。以後年に1回、報告をします。
- 任意後見人には、本人が不利益な契約等を結んでしまった場合の「取消権」はありませんので、ご注意ください。

成年後見制度についての相談窓口

高齢者の方の相談窓口

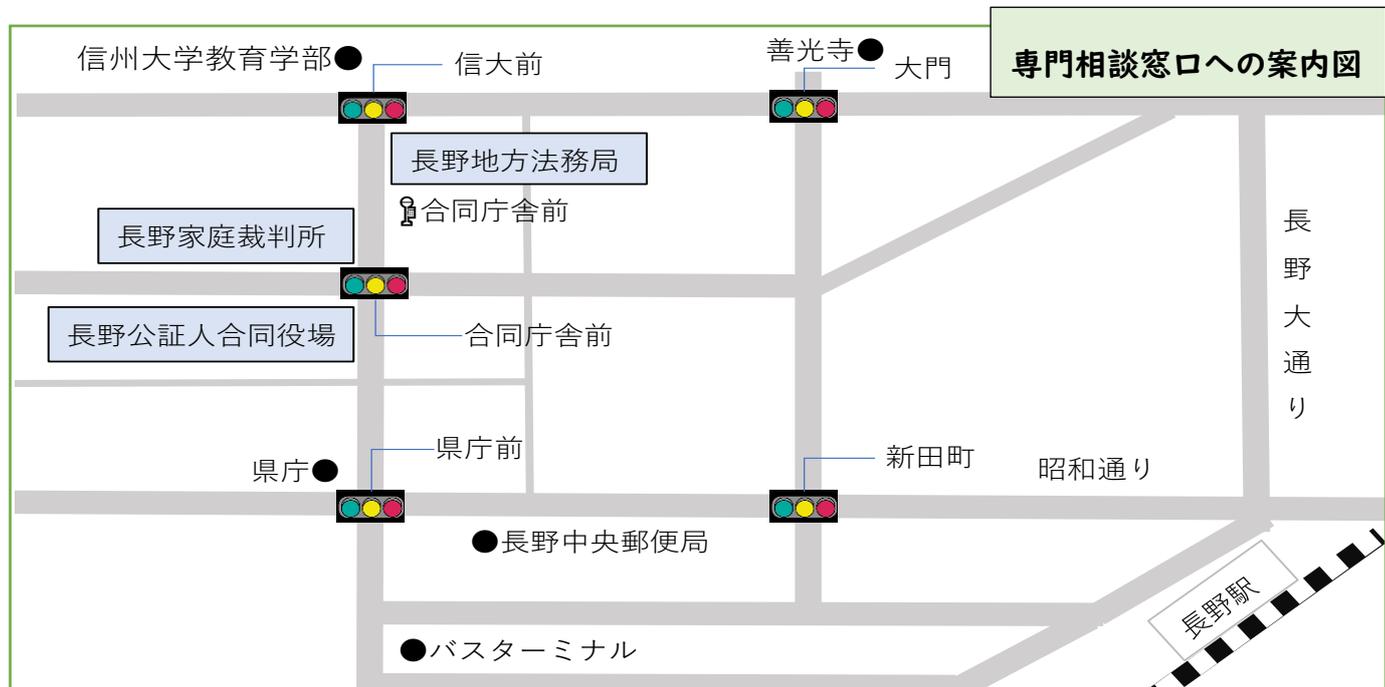
	相談窓口	電話
須坂市にお住まいの方	須坂市地域包括支援センター	026-245-4566
	須坂市地域包括支援センター須坂やすらぎの園	026-214-2611
	須坂市高齢者福祉課	026-248-9020
小布施町にお住まいの方	小布施町地域包括支援センター	026-242-6680
	小布施町健康福祉課福祉係	026-214-9108
高山村にお住まいの方	高山村地域包括支援センター	026-242-1203
	高山村村民生活課(チャオル内)	026-242-1200

障害のある方の相談窓口

	相談窓口	電話
須坂市にお住まいの方	須坂市福祉課	026-248-9003
小布施町にお住まいの方	小布施町健康福祉課福祉係	026-214-9108
高山村にお住まいの方	高山村村民生活課(チャオル内)	026-242-1200
須高地域にお住まいの方	須高地域総合支援センター	026-248-3750

専門相談窓口

	相談窓口	電話
後見制度の申立てや手続きについて	長野家庭裁判所後見係	026-403-2040
任意後見契約について	長野公証人合同役場	026-234-8585
登記されていないことの証明について	長野地方法務局	026-235-6611
後見人候補者の紹介について	公益社団法人成年後見センター リーガルサポートながの支部	026-232-7492
	公益社団法人長野県社会福祉士会	026-266-0294



須高地域成年後見支援センター

- 成年後見制度を必要とする人やそのご家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。
- 成年後見制度を利用するための手続きを支援します。
- 成年後見制度に関する広報啓発や、関係機関との連携を行います。

成年後見制度に関する相談

- 相談は無料です、相談は電話・来所・訪問にて行います。
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始はお休みです)
- 電話 026-214-1027
- FAX 026-246-0054
- 住所 〒382-0074 須坂市大字須坂476-1

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会内

まずは、お近くの市町村窓口にご相談ください

成年後見制度に関する相談

